

審査及び評価対象について

1. 仕様点（40%）

詳細な機能要件を、個別事項ごとに実務的な見地から評価を行う。評価の対象範囲は、「様式 14 機能要件対応可否確認書」とする。評価方法については、各項目に対して機能等を実装しているかの評価を行う。また、各項目のうち重要な項目については、配点の比重を高くするものとする。

2. 提案点（35%）

企画提案依頼書の内容について、提出された提案書・プレゼンテーションの内容等をもとに、計画性・実現性・具体性・将来性・信頼性をプロジェクトの中心的役割となる者などから判断し、事業全体を大局的な見地から本市の事務運営に寄与・貢献するか総合的に評価するものとする。

3. 価格点（25%）

本構築業務に係る初期導入経費（イニシャルコスト）及び10年間（統合型 GIS 及び公開型 GIS は令和 19 年（2037 年）9 月 30 日まで、個別業務 GIS は令和 20 年（2038 年）3 月 31 日まで）の保守・運用経費（ランニングコスト）を評価する。将来に渡って、本市の行政経費を削減できるかを評価するものとする。

4. その他

本市、国又はほかの自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の処分歴がある場合は、処分期間に応じて減点を行う。

企画提案依頼書中「3. 提案における前提条件」及び「4. 2. 2 システム再構築の前提条件」、様式 14 機能要件対応可否確認書中の必須項目において、「対応不可」と回答する事業者については失格とする。ただし、現時点では対応できないものであっても、システム稼働日までに対応できる、または代替案を示す場合は「対応」と見なすものとする。